

## 北海道アイヌの歴史

著者	齋藤 玲子
図書名	千島・樺太・北海道アイヌの暮らし：ドイツコレクションを中心に．アイヌ文化振興・研究推進機構編．
開始ページ	120
終了ページ	123
出版年月日	2011-07-29
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/00009332">http://hdl.handle.net/10502/00009332</a>

## 北海道アイヌの歴史

齋藤玲子

国立民族学博物館

### はじめに

アイヌの歴史に関する研究は、近年、多角的な視点で進められ、成果をあげている。ただ、アイヌの歴史をどこから始めるべきかは、研究分野などによって異なる。考古学上で区分される「○○文化」を担っていた人びとや、古代から中世の文書に見える東北や北海道の集団などを、アイヌをはじめ近代以降の民族と直接むすびつけることには、慎重でなければならないと考える。

北海道の先史時代は、本州以南とは異なり、旧石器文化→縄文文化→続縄文文化→擦文文化／(同時代に道東で展開した)オホーツク文化と区別されている。ごく大まかにいえば、竪穴式住居や土器が使用されなくなるのをもって擦文文化(地域によってはオホーツク文化・トニビタイ文化)の終焉とし、アイヌ文化の始まりを平地式の住居と鉄製の鍋・木製の椀の組み合わせによる生活様式の変化に求めることが多い。その境はおおよそ13世紀ごろとみられている。

すると、このころにアイヌ民族の祖先が北海道にやってきたのかと、誤解されることがたびたびある。海に囲まれた北海道は、南に本州東北地方、東に千島列島、北に樺太(サハリン)島が見える距離にあり、こうした地域の人びととの往来があったことは疑いなく、同化や変容が繰り返されただろう。しかし、ある時期に多数の人間集団がどこからかやってきて、それまでの住人とすっきり入れ替わったというわけではない。アイヌ文化の担い手は、擦文文化の子孫であり、擦文文化を母胎とし、オホーツク文化の要素を含み、本州の影響を強く受けながら成立したものであろうことは考古学上の多くの成果が示している。

### 中世 道南における和人と関係

アイヌ文化の成立は、日本史の区分の中世にあたる。この時代の史料は乏しく、発掘された遺跡も少ないため、実態は不明な点が多いが、狩猟・漁労・採集を基盤にしつつ、本州の和人と交易が活発になったことが特徴といえる。鉄製品(鍋、刃物)、漆器、陶磁器などの物資への依存度が高まり、それらを得るために、狩猟・漁労は自給自足にとどまらず、商品生産活動としての比重が増していったものと考えられる。

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、蝦夷島、つまり現在の北海道への和人の移住が文書に現れる。源頼朝の軍に敗れた多数の東北の武士が逃げ渡ったのが最初とされており、その後も流刑地として罪人などが送られた。さらに、豊富な水産物を求めて漁民も渡島したと考えられ、室町時代にかけて、蝦夷島南部の沿岸域には次第に和人の社会が形成された。

15世紀ころから和人と関係をはじめ、アイヌの人びとを知ることのできる史料が増えてくる。交易によって力を伸ばした東北北部の豪族たちは、北海道南部に館を築くようになり、15世紀半には12の館が割拠していた。これらの勢力が増してくると、アイヌの生活領域を脅かすようになり、一世紀にわたる戦乱が続いた。

その最も大きな戦いが、1457年のコシャマインの戦いであった。これは前年に志濃里の鍛冶屋がマキリ(小刀)の善し悪しとその価格をめぐる注文主のアイヌと争い、殺害したことが起因であった。その後、1536年までアイヌとの戦いが連続的に発生した。この戦いで名を揚げた武田信広は有力な館主であった蠣崎氏の養子となり、後に、蠣崎氏は松前に根拠を移すとともに、次第に館主を統一した。そして、1551年には蠣崎季広がアイヌと講和し、諸国から来る和商人に夷役と称する年俸を出させて、これを東西のアイヌの長に配分することとし、アイヌの商船の往来の法を定めた。こうして100年におよぶ動乱が治まり、蠣崎氏の政治的支配が強まった。長期にわたる和人と対立・抗争を通じて、アイヌ側でも各地の首長を中心とする地域的統一が進むとともに、この時期にチャシ(砦)も形成されたと考えられている。

### 近世 松前藩の商場から幕府直轄へ

現在、「伝統的」なアイヌ文化としてイメージされるのは、近世の記録に残されたアイヌの人びとの様子であろう。江戸時代、特に後半には多くの幕吏や探検家、商人、絵師たちがアイヌに関する記録を残し、それらは変容してゆくアイヌの文化を伝えている。

蠣崎慶広は、1590年と1593年に関白・太政大臣であった豊臣秀吉からアイヌとの交易独占権などを認められ、1599年には姓を松前と改めた。次いで1604年には、将軍徳川家康から黒印状を与えられ、蝦夷島におけるアイヌとの交易は松前藩の管理下に置かれる体制が確立した。ただし、その内容は、アイヌの自由な往来は認め、和人の不法行為を防止しようとするものであった。

しかし、米作ができない蝦夷島では、年貢米を徴収することができないため、松前藩はアイヌとの交易によって得た利益で財政を維持せざるを得なかった。そこで、交易権を独占するために、和人の居住地(和人地)とアイヌの居住地(蝦夷地)を明確に分けて往来を厳しく制限し、双方の自由な交易を禁止するようになった。この蝦夷地は後に、知床半島を境に西部・北部を西蝦夷地、南部の太平洋側を東蝦夷地と称し、区分された。

松前藩では、家臣たちに知行地(領地)に代わるものとして、アイヌとの交易を行なう蝦夷地を分与し、それは「商場」と呼ばれた。17世紀の前半には蝦夷地の各地に商場が成立し、交易はそこに制限されるようになり、アイヌの往来の自由は限定された。それとともに、江戸初期の交易基準が干鮭5束(100本)に対し米2斗(約75キロ)入り1俵であったのが、17世紀後半になると米1俵が7～8升に改悪され、アイヌたちの不満が高まっていた。

こうした事情を背景に、東西蝦夷地のアイヌが団結し、反和人・反松前藩の最大規模の戦いへと発展したのが、1669年のシャクシャインの戦いであった。当初はアイヌ軍が優勢であったが、松前藩から報告を受けた幕府は東北諸藩に松前藩の援助を命じた。反撃に転じた松前軍は偽りの和睦を結び、酒宴の席で統率者のシャクシャインを殺害したうえで、シベチャリ(現・新ひだか町静内)の砦(チャシ)を焼き払い、アイヌ軍は敗北に終わった。この後、松

前藩のアイヌに対する政治的・経済的支配は一層強められた。

### 場所請負制

18世紀にはいと、藩の商人たちが運上金(税の一種)を納めて、藩主や商場の知行主から交易や漁業経営を請負うようになった。これを「場所請負制」と呼ぶ。請負商人たちは、運上金に見合うだけの利益を上げるために、アイヌに不利な交換レートで交易をおこない、漁場ではアイヌを強制的に労働させた。日本海側の例をみると、春のニシン漁、夏のナマコ、コンブ、マス漁、秋には銅い葉刈りとサケ漁、そして冬も造材や漁具整備などに使役された。

また、漁の最盛期に多くの労働者を確保するため、遠隔地からも強制的に出稼ぎをさせた。女性も番屋での炊事などに駆り出され、なかには和人の妾にされることもあった。出稼ぎ者を出した村では、成人の働き手がなくなり、残された人びとも苦しい生活を送らなければならなかった。

漁場での労働の合間や休漁期に、アイヌの人びとは自給用の食料や交易品を得るための生業も必要だった。サケ漁や冬のシカ猟、春先の穴クマ猟とともに、木彫、樹皮縄やござ、樹皮製布(アツツシ)などの生産もおこなわれた。

### クナシリ・メナシの戦い アイヌの抵抗

場所請負商人たちによる酷使や賃金の不正な支払いなどに抵抗して、アイヌたちが行動を起こしたのがクナシリ・メナシの戦いであった。1789年、国後のアイヌが立ち上がり、場所の支配人、番人、出稼ぎの和人漁師たちを殺害し、さらに対岸のキタツップ場所のメナシ地方(現在の根室地方)に渡って、このアイヌとともに各地を襲撃した。決起の知らせを受けた松前藩は根室半島に軍を派遣し、国後、ノッカマップ、アッケシの首長らの協力によって戦いを終わらせた。戦いは、松前軍と直接に戦闘を交えることなく、およそ二カ月の短期間で終わった。このことは、アイヌのなかで長老たちと一般の住民とのまとまりが崩れていたことを反映したものとされている。これが和人に対するアイヌの最後の大きな戦いとなった。

### アイヌ社会の変容

幕末に蝦夷島を6度にわたって踏査した松浦武四郎は、アイヌを案内人とし、アイヌの家を宿とし、ともに食事を取った。その日誌には、目の当たりにしたアイヌの窮状が具体的に記された。

漁場の開発とともに、アイヌの社会と文化はその機能や特性が失われてゆき、ここにニシン漁業が早くから発達した西蝦夷地で人口の激減が顕著であった。その根本的原因は、漁場での強制労働、移住など、伝統的な社会や家庭の破壊にあったが、直接の原因としては天然痘、麻疹、性病など、和人がもたらした疫病があった。

さらに、江戸時代後期、ロシアの南下政策に伴う北方の緊張の高まりを背景に、幕府は1799年にまず東蝦夷地を直轄地とし、ついで1807年には和人地と西蝦夷地を加え、1821年まで全島を直

轄した。さらに幕末の1854年にも、ロシアの樺太への南下と箱館開港を背景に、幕府は函館およびその周辺を直轄地として箱館奉行を設置し、翌年にはさらに東西蝦夷地と和人地の一部を直轄地とした。蝦夷島の大部分が幕府領となり、1859年にはさらに蝦夷地の一部を東北地方の諸藩の領地としてその開拓と警備に当たらせた。こうして幕府による蝦夷地支配が強まり、アイヌに対しては、熊送り、耳環、入れ墨、死者の出た家を焼く習慣を禁じるとともに、日本語の使用や和風の髪型・人名などを勧めたのだった。

### 明治期 開拓と移民による生活・文化への打撃

明治2(1869)年、政府によって開拓使が設置され、「北海道」の名称が定められた。近世後期から漁場の開発によってアイヌの社会や文化は大きなダメージを受けていたが、明治になり、内陸部を含む開拓が進められると、その打撃は決定的なものとなった。

まず、開拓のために土地が取り上げられ、伝統的狩猟・漁労の制限および禁止と、農耕への転換がはかられた。明治5(1872)年「北海道土地売貸規則」ならびに「地所規則」が制定され、従来アイヌが狩猟・漁労・採集等に利用してきた土地であっても、国家が取り上げ、和人に払い下げ、私有権を認めた。このとき、アイヌへの土地譲渡は想定されていなかった。明治10年には「北海道地券発行条例」が制定され、そのなかでアイヌの人びとの居住地は、当分は官有地として管理し、状況に応じては私有権を認めるとされた。

生業に関しては、北海道に移住してくる漁民に漁場を与え、アイヌを開拓使の直接的な支配下におくことを目的に、明治2年に場所請負制が廃止された。アイヌの人びとは場所請負人の束縛からは解放されたものの、働く場と米や日用品などの配給も断たれることとなり、すぐに困窮が訴えられた。そのため、暫定的に従来の請負人に部分的な漁場経営を認め、アイヌの撫育も義務付けたが、それも明治9年には打ち切られた。

さらに、サケ類の資源保護を目的として、明治6(1873)年に札幌郡で築漁が禁止されたのをはじめ、次々に漁法の制限や禁止対象の河川がひろがり、明治31(1898)年には「北海道鮭鱒保護規則」が定められ、自家用のサケ漁がすべて禁止された。アイヌにとって主食ともいえるサケを獲れなくなったことは、困窮を加速させた。

サケと並んで重要な獲物であったシカは、明治9(1876)年の「北海道鹿猟規則」により、免許制(課税)とともに猟期と狩猟者数制限などが定められた。アイヌは当面非課税とする配慮はあったが、使い慣れた毒矢を禁止し猟銃への転換を断行するなど、アイヌの不安と反発は高まった。加えて、明治11年から翌年にかけての大雪のためにシカが大量死し、食糧不足は深刻を極めた。

このように、サケとシカという主要な食糧を得られなくなり、貧困が進むなか、開拓使はアイヌの人びとの生業を漁猟主体から農耕へ転換させようとした。アイヌの中には、農業への転向に成功した例もあるが、大部分は農耕だけで生活することは困難で、和人の

漁場や農場で働いたり、測量人夫、冬山造材の柚夫、鉦夫、その他の日雇い労働で生活する者が多かった。

開拓を進めるとともに、アイヌの伝統的風俗習慣の否定と和風化の強制もおこなわれた。明治4(1871)年に戸籍法が公布されてアイヌも平民となることになったが、同年、開拓使は全道のアイヌに対し、死者の出た家を焼いて他に転住すること、女子に入れ墨をすることや男性の耳環を禁止するとともに、日本語や文字の学習をさせるべく布達した。北海道では和人の戸籍完成より数年遅れて、アイヌの戸籍は明治8～9年ころ完成したとされる。元来、個人名しかなかったアイヌの人びとは、和人風の姓を創られ、改名させられた。また、これまで民族呼称は統一されていなかったが、「旧土人」に統一して用いるべきである旨の通達が明治11(1878)年に出され、以降、官庁用語として定着し、事実上の公称となった。

また、移民の増加は多くの疫病をもたらした。以前からの天然痘や麻疹、性病などに加え、明治後半になると、新たに肺結核による死亡者が増加した。栄養不良による体力や抵抗力の低下が、罹患率や病状をさらに悪化させたのである。

人口動向は、明治6(1873)年が16,272人で、同26(1893)年が17,280人と、この間は微増こそあれ大きな変化は認められない。一方、同時期の北海道の総人口は、明治6年の111,196人から同26年の559,959人へと著しく増加し、アイヌ人口の占める割合は、明治6年の約15%から同26年の3%へと低下した。明治後半にはさらに移民が増加し、内陸部の開拓が急激に進んだため、アイヌの生活基盤の破壊も進行し、困窮はさらに厳しさを増した。総人口は昭和初年には2,437,110人となり、約50年で20倍以上に増加、アイヌ人口は15,247人で、その比率は0.6%となったのである。

#### 北海道旧土人保護法

明治32(1899)年、アイヌの窮状を救う名目で「北海道旧土人保護法」が公布された。この法律では、農業のための土地の下付、農具・種子の支給、病気治療や就労できない者への援助、授業料の支給、「部落」に小学校を新設することなどが定められた。しかし、農業に向く土地は既に払い下げられた後であり、面積も少なく、教育面でも就学年齢や修業年数に和人とは差別があった。この法律によって生活苦が改善されることはなく、ただ農民化と学校教育による同化を進めるものであったと現在は批判的にとらえられている。

アイヌの伝統的な習俗が否定され、生活様式も変容する一方、授産策のための冬の農閑期の副業として、伝統を活かした毛皮獣の狩猟や、手工芸が奨励された地域もあった。学校においても、「実業科」で女子には裁縫や蓆編みを、男子は夏に農業、冬は「手工」として彫刻をすることになっていた。また、明治から大正時代に盛んに開催された博覧会には、アイヌの作製した器物などが出品された。現在、各地の博物館に収蔵されている資料には、

博覧会から引き継がれたものが少なくない。

明治期の開拓政策により、アイヌの人びとは土地や資源の利用が侵害され生活が困窮するとともに、少数者として社会的に差別を受けるようになり、独自の風習が禁止されるなど文化的な変化も余儀なくされた。これら明治期の政策と結果が、アイヌ民族に後々まで続く深刻な打撃を与えたことは、動かしがたい事実である。

しかし、こうした歴史の概説は、官とアイヌの関係が中心であり、アイヌは受け身の被害者とはばかり描かれがちである。一般の和人との関係はどうだったのか、アイヌの人びとがどのようにこれらの変化に対応し主体的に行動したのか、近年はそうした視点で歴史を見直す研究が進められている。

限られた文献からではあるが、筆者も明治時代の入植者がアイヌの人びとから、魚や小獣の獲り方、食べられる植物や薬草の知識を家の建て方などを教えられ、防寒着の素材となる毛皮を分けてもらい、助けられたという記述を集めて報告したことがある。育てられない赤ん坊をアイヌの家庭に引き取ってもらったという話も散見する。記録されることがあまりない、そうした人びとの営みの上に、現在の北海道そして日本のくらしがあるということを忘れてはならない。

#### アイヌ民族の自覚と復権運動

大正後期から昭和初期にかけては北海道でも大正デモクラシーの波がひろがり、アイヌの民族としての抵抗や主張も表面にあらわれてくるようになった。アイヌ自身の著書として、武隈徳三郎の『アイヌ物語』大正7(1918)年、知里幸恵『アイヌ神謡集』大正12(1923)年、遠星北斗の遺稿歌集『コタン』昭和5(1930)年、パチュラー八重子『若き同族(ウタリ)に』昭和6(1931)年などが出版された。アイヌ民族自身から和人の差別・偏見を厳しく批判するとともに、伝統文化の継承を訴え、民族の自覚を促す言説がひろまった。また、旭川の近文給与予定地の開放運動や北海道アイヌ協会の組織化など、政治・社会的活動においてもまとまりを見せてきた。

しかし、こうしたアイヌ民族の運動も、戦時体制が強まるとともに、次第に薄れていった。「日本国民」として一般の和人と同様、アイヌの成年男性は徴兵され、皆が戦争に協力せざるを得なかった。

戦後は、民主化が進む中で、アイヌ民族の活動も新たに展開し始めた。昭和21年、社団法人北海道アイヌ協会が設立された。同協会はアイヌ民族の向上発展と福利厚生を図るための社会事業・慈善事業団体とされ、教育の高度化、福利厚生施設の共同化、共有財産の醸成およびその効果的運用、農事の改良、漁業の開発などを掲げていた。

しかし、しばらく協会の活動は停滞し、昭和35(1960)年に再建のための総会が開かれ、翌36年に「北海道ウタリ協会」と名称を変更し、再スタートとなった。名称の変更は、依然としてアイヌに対する差別が根強いものであったことを示している(2009年「北海道アイヌ協会」に変更)。協会の事業としては、教育の高度化、北

星寮(保養施設)の設置経営、職業の確立、授産および生産融資、指導連絡などであった。同年は、北海道の国庫補助による「北海道不良環境地区改善事業」が始まり、生活館・共同作業所等の設置がなされた。各種資金の貸付、職業訓練の促進などの事業が進められると、協会も協力した。しばらくは、福祉対策を優先にした活動が続いたが、一定の成果があがってくると、文化の伝承や普及啓発活動も次第に増えていった。

なお、昭和30～40年代は、北海道観光ブームの時期であり、観光業や土産品製作に携わるアイヌも少なくなかった。しかし、ブームが落ち着きをみせはじめる50年代になると、それまでの見世物的な観光を批判し、アイヌ民族やアイヌ文化に対する誤解を正そうという動きが、ウタリ協会のなかで起こってきた。

昭和59(1984)年度から、北海道は国の協力を得ながら「ウタリ福祉対策」を進めた。主な内容は文化の振興、教育の充実、生活の安定と産業の振興、アイヌ民族についての理解の促進、文化継承のためのアイヌ語教室や古式舞踊保存会などの支援、文化財調査、映像記録制作などであった。教育については、高校・大学・専修学校等への入学支度金、修学資金の助成・貸付などをおこなった。生活や雇用安定のため、生活・職業相談や就職資金の貸付、産業振興のため農林漁業の生産基盤や施設の整備、中小企業への経営指導、金融相談などがおこなわれた。それとともに、アイヌ民族への理解促進、歴史や文化の啓発活動、伝統文化の発表会・鑑賞会の充実もはかられた。

### 新しい法律の制定

こうした動きは、北海道旧土人保護法の廃止と新法を求める動きの中で起きてきた。旧土人保護法は、時代の変化とともに数度の改正が行われたが、戦後は給与地および共有財産に関する条項だけとなり、ほとんど実効性をともなわないものとなっていた。昭和57(1982)年に、ウタリ協会は同法の廃止と新法の制定を決議し、昭和59年には「アイヌ民族に関する法律(案)」を決定し、国に対する声明を採択した。

新法案は、民族的権利の回復を前提とした人種的差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済的自立策など、基本的かつ総合的な制度の確立を目指すもので、実現に向けて、国をはじめ、北海道知事、道議会議長、道内の市町村長、同市町村議会議長、各政党などに働きかけた。陳情を受けた北海道知事は、同年、私的諮問機関として「ウタリ問題懇話会」を設置、昭和63(1988)年に「アイヌ民族に関する新法問題について」と題する報告書を出し、道議会、ウタリ協会とともに、新法制定を国に要請した。その後しばらく、政府の動きは鈍かったが、社会党の村山内閣のもと平成6(1994)年にアイヌ民族初の国会議員として、萱野茂が参院議員になり、この運動は新たな段階を迎えることとなった。平成7年には内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、翌年報告書が提出された。

この懇談会にはアイヌ民族の委員はおらず、報告書では先住

権についての判断は見送られ、福祉対策は従来北海道が行ってきたものの継続とし、その内容は文化振興を中心とするものであった。しかし、ウタリ協会は、これまでの要望に応えるものではないが、新しい立法措置の必要性を求めていることを評価し、この報告書を受け入れることとした。同時に、先送りされた先住権や教育支援、生活基盤の安定などに対する要望を政府に求めていくこととした。こうして、平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(略称アイヌ文化振興法)が施行されるにいたった。同法は、国および地方公共団体がアイヌ文化の振興を図るための施策の実施を義務づけると同時に、これらを実施する受け皿団体として財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が設立された。同財団は、総合的かつ実践的研究の推進・アイヌ語の振興・文化の振興・伝統等に関する普及啓発の4つの事業を柱にしている。本図録もこの事業の一端である。

アイヌ文化振興法制定から10年を経て、さらに大きな動きが始まっている。平成19(2007)年、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され(日本は賛成)、翌20(2008)年には日本の衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された。これを受け、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置、翌年、懇談会は報告書を提出。同年、内閣官房に「アイヌ総合政策室」および「アイヌ政策推進会議」が設置され、報告書の内容を受けて、「民族共生の象徴となる空間」「北海道外アイヌの生活実態調査」の2つの作業部会が政策をまとめているところである。

\* \* \*

限られた紙幅で北海道アイヌの歴史を概観することは、筆者の手に余り、先学の蓄積をかいつままで紹介するにとどまったことを反省している。アイヌを主体とする歴史、アイヌと和人との相互関係をとらえなおす研究が求められている。それは、すべての人に有意義なこととなり、今後に寄与するものになるだろう。多様な文化と歴史を有することは、これからの日本の形成に大きな力となっていくはずだ。

### 主な参考文献

アイヌ民族に関する指導資料編集委員会

2000『アイヌ民族に関する指導資料』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

榎森 進

2007『アイヌ民族の歴史』草風館

児島恭子

2003『アイヌ民族史の研究 蝦夷・アイヌ観の歴史的変遷』吉川弘文館

関 秀志・桑原真人(北の生活文庫企画編集会議編)

1995『北海道民のなりたち』(北の生活文庫第1巻)北海道